

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年8月10日(2017.8.10)

【公開番号】特開2017-104156(P2017-104156A)

【公開日】平成29年6月15日(2017.6.15)

【年通号数】公開・登録公報2017-022

【出願番号】特願2015-238335(P2015-238335)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 G

A 6 3 F 5/04 5 1 2 B

【手続補正書】

【提出日】平成29年6月29日(2017.6.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定個数の図柄が配列された複数のリールと、  
前記複数のリールを回転させるために操作されるスタートスイッチと、  
前記複数のリールに各々対応する複数のストップスイッチと、  
を備え、

第N回目(Nは自然数)の遊技における前記スタートスイッチの操作から、第N+1回目の遊技における前記スタートスイッチの操作までの間に、所定時間が経過している場合には前記第N+1回目の遊技における前記スタートスイッチの操作に基づいて前記複数のリールの回転開始を可能とし、前記所定時間が経過していない場合には前記第N+1回目の遊技における前記スタートスイッチの操作の後に、前記第N回目の遊技における前記スタートスイッチの操作から前記所定時間が経過した場合に、前記複数のリールの回転開始を可能とし、

前記ストップスイッチの操作に基づき対応するリールを停止させ、

前記第N回目の遊技における前記複数のリールが全て停止した後、所定の条件を満たしていた場合は、設定キースイッチに対して所定の操作が行われると設定値確認状態に移行し、前記設定値確認状態であっても、前記所定時間に係る時間の計測を継続した結果、前記第N回目の遊技における前記スタートスイッチの操作から前記所定時間が経過し、かつ、前記設定値確認状態が終了している場合には、前記第N+1回目の遊技における前記スタートスイッチが操作されると、前記複数のリールの回転開始を可能とし、

前記第N回目の遊技における前記複数のリールが全て停止した後、清算スイッチが操作され貯留された遊技媒体の清算処理を行っている場合であっても、前記所定時間に係る時間の計測を継続した結果、前記第N回目の遊技における前記スタートスイッチの操作から前記所定時間が経過し、かつ、前記清算処理が終了している場合には、前記第N+1回目の遊技における前記スタートスイッチが操作されると、前記複数のリールの回転開始を可能とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】 0 0 0 5

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

上記課題を解決するために本発明は、所定個数の図柄が配列された複数のリール（第1回胴～第3回胴など）と、

前記複数のリールを回転させるために操作されるスタートスイッチと、

前記複数のリールに各々対応する複数のストップスイッチ（第1停止ボタン～第3停止ボタンなど）と、

を備え、

第N回目（Nは自然数）の遊技における前記スタートスイッチの操作から、第N+1回目の遊技における前記スタートスイッチの操作までの間に、所定時間（最小遊技時間に相当する時間など）が経過している場合には前記第N+1回目の遊技における前記スタートスイッチの操作に基づいて前記複数のリールの回転開始を可能とし、前記所定時間が経過していない場合には前記第N+1回目の遊技における前記スタートスイッチの操作の後に、前記第N回目の遊技における前記スタートスイッチの操作から前記所定時間が経過した場合に、前記複数のリールの回転開始を可能とし、

前記ストップスイッチの操作に基づき対応するリールを停止させ、

前記第N回目の遊技における前記複数のリールが全て停止した後、所定の条件を満たしていた場合は、設定キースイッチに対して所定の操作（ON方向への回転操作など）が行われると設定値確認状態（設定値確認時の状態など）に移行し、前記設定値確認状態であっても、前記所定時間に係る時間の計測を継続した結果、前記第N回目の遊技における前記スタートスイッチの操作から前記所定時間が経過し、かつ、前記設定値確認状態が終了している場合には、前記第N+1回目の遊技における前記スタートスイッチが操作されると、前記複数のリールの回転開始を可能とし、

前記第N回目の遊技における前記複数のリールが全て停止した後、清算スイッチ（1枚投入／清算ボタンスイッチなど）が操作され貯留された遊技媒体の清算処理（遊技メダル清算処理など）を行っている場合であっても、前記所定時間に係る時間の計測を継続した結果、前記第N回目の遊技における前記スタートスイッチの操作から前記所定時間が経過し、かつ、前記清算処理が終了している場合には、前記第N+1回目の遊技における前記スタートスイッチが操作されると、前記複数のリールの回転開始を可能とする遊技機する遊技機である。